

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和8年9月16日県営中山間地域総合整備事業まんのう地区（ほ場整備事業）田淵地区第2工区の換地処分をした。

令和8年9月25日

香川県知事 池 田 豊 人